

仕様書

1. 件名

「プレキッズ桃二」利用児童見守り業務委託（単価契約）

2. 趣旨

この仕様書は、中野区（以下「甲」という。）が「プレキッズ桃二」利用児童見守り業務（以下「業務」という。）を事業者（以下「乙」という。）に委託するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

3. 履行場所・所在地

中野区指定か所

桃園第二小学校代替校舎（活動室2室、校庭、体育館）中野区中野1丁目57番12号

※別添1「施設配置図・平面図」を参照

4. 委託期間

契約締結日の翌日～令和9年3月31日

※見守り及び居場所確認対応：令和8年10月6日～令和9年3月23日

5. 業務概要

文園児童館が実施する学校・地域連携事業「プレキッズ桃二」における、主に桃園第二小学校1年生～6年生の児童の見守り及び居場所確認対応

※児童は、学校の下校後、直接「プレキッズ桃二」を利用することができる。

6. 業務の具体的内容

（1）委託日時

休日及び学校休業日を除く火曜日から金曜日までの各日12時から18時までのうち5時間とし、児童の下校時間に合わせ双方協議の上、実施月の前月末までに決定する。

（2）業務の内容

① 乙は、甲が指定する場所で、次に掲げる業務を行う。

児童の利用時間中の、利用者の管理に関する事務	○利用登録の確認 ○利用者の把握（利用者管理システム等〔※1〕による利用者管理） ※1 同システムは甲が用意する。
利用児童の状況等の把握に関する業務	○ランドセル等の荷物の保管、管理 ○利用時間中の遊び（※2）の見守り ○体調管理及び安全確保 ※2 遊具は甲が用意する。

その他の業務	○利用スペースの清掃、戸締り確認 ○当該児童館長への業務報告 ○当該児童館長が必要と認めた業務
--------	---

② 業務マニュアルの作成

乙は、甲が委託する業務の詳細について、区と調整の上、マニュアルを作成し、適切に業務を行うこと。なお、契約締結後、区から参考に『「プレキッズ桃二」実施要領』を提供する。

（３）専任従事者の配置数等

① 業務に従事する者の配置数

乙は、甲が委託する業務に従事する者（以下「従事者」という。）として、専任の従事者を**２名以上**配置する。

② 業務従事計画

乙は、従事者の具体的な業務従事日及び業務従事時間について、実施月の前月末までに業務従事計画書を作成し、甲に提出する。

（４）個人情報の提供

甲は乙に対し、業務の遂行上、必要となる次の個人情報を提供する。

① 児童名、学校名、学年、学童クラブ利用の有無

② 保護者名

③ 緊急連絡先、メールアドレス

（５）情報資産の保護・秘密保持

甲から受託した業務の実施上知り得た個人情報及びその他機密情報の取り扱いについては、別添２「情報資産を取り扱う業務委託契約事項」によること。個人情報の保護に関する法律等を遵守し、個人情報の管理及び保護を図るための必要かつ適切な措置を講じること。

（６）障害を理由とする差別の解消の推進について

乙は、本契約の履行にあたり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害しないこと。また、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすること。

（７）こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）への対応

乙は、同法に基づく認定の取得に努めるとともに、法令に基づき、認定の取得に必要な安全確保措置、犯罪事実確認、防止措置及び情報管理措置等を適切に講ずること。

7. 名札の着用

従事者は、業務従事中、身分証明書に代わるものとして名札を着用する。

8. 業務報告

乙は、毎日の業務完了後、別添３－①「業務完了報告書」に記入し、次に掲げる事項

について、原則として翌営業日までに甲に報告する。

- ・利用状況
- ・従事者の状況

また、各月の業務終了後速やかに、各月の状況について次に掲げる書類を電子データにより甲に報告する。

- ・別添３－①「業務完了報告書」
- ・別添３－②「完了届」

9. 契約形態及び支払方法

契約形態は、「プレキッズ桃二」実施日１日あたりの単価を定める単価契約とする（予定日数：９４日。なお、従事人数にかかわらず、一律の単価とする）。

各月の業務完了、検査合格後、正当な請求のあった日から３０日以内に当該月分を実績に応じて支払う。

10. 災害等への対応

乙は、中野区地域防災計画及び中野区政のＢＣＰ（事業継続計画）を遵守し、甲の区域において災害等が発生し、もしくは災害等が発生するおそれがある場合、または警戒宣言が発せられた場合において、甲の指示に従わなければならない。

また、児童の安全確保に関わる事故などの緊急事態が発生した時は、文園児童館長へ速やかに報告する。

11. 他従事者との連携

事業の実施主体である文園児童館には、桃園第二学童クラブを併設しており（別途委託により運営）、児童間相互の交流もあることから、本業務の執行にあたっては、児童館従事者、学童クラブ従事者と連携して遂行するよう努めること。

12. 業務の引継ぎ

乙は、本契約の期間が満了した場合または甲から本契約を解除された場合、甲または甲が指定する者に対して業務、書類、物品等を適切に引継がなければならない。ただし、甲の承認を得たときは、この限りでない。

13. その他

この仕様書の内容に疑義が生じた場合及び、定めのない場合は、双方協議の上、決定するものとする。

※参考

- ・桃園第二小学校児童数（令和７年５月１日現在）

学年	１年	２年	３年	４年	５年	６年	計
人数	６９人	６５人	６９人	６３人	５３人	６７人	３８６人

- ・桃園第二学童クラブ定員（令和７年度・令和８年度） ７６人